

## 総合農地防災事業（拡充）

【 1 , 9 3 2 ( 2 , 3 8 8 ) 百万円】

### 対策のポイント

広域に及んだり複合化・錯綜化したりする農用地及び農業用施設の機能低下や災害の要因を解消するため、密接な関連のある農地防災事業を総合的に実施することにより、地域の防災力向上に貢献します。

（複合化・錯綜化する災害要因）

- ・ 水質汚濁や地盤沈下等により、農用地や農業用施設への被害が広域的に発生しています。  
また、これらの被害が絡み合うことにより、被害が複合化・錯綜化しています。
- ・ 農村地域には老朽化したため池や急傾斜地、地すべり地域等が存在し、集中豪雨や地震等により甚大な被害が発生するおそれが高まっています。

### 政策目標

集中豪雨などにより被害の発生するおそれのある農用地（延べ81万ha）について防災・減災対策を実施

< 内容 >

#### 1. 国営附帯県営農地防災事業

国営総合農地防災事業の受益にかかる地域において、国営事業と一体的に事業効果を発現するために必要な農用地及び農業用施設の整備を行います。

#### 2. 農村地域環境保全整備事業

複合化・錯綜化した災害要因を取り除き、農用地や農業用施設の被害を未然に防止、解消するため、複数の農地防災事業を併せて実施します。

#### 3. 農村災害対策整備事業（新規）

災害発生の危険性が高い農村を対象に、農業用施設や農村防災施設等の安全対策を実施します。

また、特に甚大な被害を受けた農村地域において、再度の災害発生を防止するための安全対策に併せて、農業基盤整備と農村生活維持施設の整備を実施します。

< 事業実施主体等 >

1. 事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区等
2. 補助率 50%、55%等
3. 事業実施期間 平成4年度～

[ 担当課：農村振興局整備部防災課（03-3502-6430（直）） ]

## 農村災害対策整備事業（新規）

【 1 0 0 ( 0 ) 百万円 】

### 対策のポイント

災害発生危険が高い農村を対象に、農村の農業用施設や農村防災施設等の防災・減災対策を実施します。

また、特に甚大な被害を受けた農村地域を対象に、再度災害の防止対策を行うとともに当該地域のコミュニティを早期に回復するために農業生産基盤と生活維持施設の整備を一体的かつ計画的に実施します。

（大規模災害の危険が高まる農村地域）

- ・ 農村地域には老朽化したため池や急傾斜地、地すべり地域等が存在し、集中豪雨や地震等により甚大な被災が発生するおそれが高い状況です。
- ・ 近年、甚大な自然災害が多発しており、平成19年も能登半島地震、新潟県中越沖地震等の大規模地震、梅雨前線及び台風による集中豪雨等により、農村住民の多くが被災し、貴重な人命や財産等が失われる被害が発生しています。

（農村に必要な災害対策）

- ・ 農村地域の安全度を高め、災害による被害の軽減を図るため、農地・農業用施設のみならず、農村の防災・減災対策を推進する必要があります。
- ・ 一方、特に甚大な被害を受けた農村については地域のコミュニティを早期に回復するための支援を行う必要があります。

### 政策目標

集中豪雨などにより被害の発生するおそれのある農用地（延べ81万ha）について防災・減災対策を実施

< 内容 >

地震防災対策等の災害防除に関する地域指定を受けた地域を対象に、農村地域の農業用施設や農村防災施設等の安全度を評価し、対策の優先度が高い施設の安全対策を実施します。

また、特に甚大な被害を受けた農村地域において、再度の災害発生を防止するための安全対策に併せて、農業基盤整備と農村生活維持施設の整備を一体的かつ計画的に行い、農村コミュニティの回復等を支援するための対策を実施します。

< 事業実施主体等 >

1. 事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区等
2. 補助率 災害防除地域指定を受けている地域で行うもの  
農林水産省：50%(55%)、北海道：50%(55%)、離島：50%(60%)  
奄美：50%(55%)、沖縄：2/3(80%)  
特に甚大な被害を受けた地域で併せ行うもの  
農林水産省：50%(55%)、北海道：50%(55%)、離島：50%(60%)  
奄美：50%(70%)、沖縄：2/3(75%) ( )は中山間地域
3. 事業実施期間 平成20年度～

[ 担当課：農村振興局整備部防災課（03-3502-6430（直）） ]